

# 開発計画

遺跡地図の閲覧  
(埋蔵文化財包蔵地の確認)

※市教育委員会へ  
お問い合わせください

遺跡内

遺跡外

文化財保護法93条に基づき、**着工60日  
前までに**届出が必要となります

原則開発工事着工可

※開発工事中、埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに生涯学習課までお知らせください。  
※遺跡の隣接地の場合、確認調査を実施する場合があります

過去に確認調査を行って

いない

いる

**確認調査を行います**

※費用は市教育委員会が負担します

過去の調査結果を参照します

調査結果、事業内容を市教育委員会で検討し、必要事項を県に進達します

県が下記①～③いずれかの判断をし、市教育委員会を經由して届出者へ通知が送付されます  
※県による判断が行われるまでは**工事着手することができません**のでご注意ください

## ①本調査

失われる埋蔵文化財を記録保存するための調査です。**費用は原則、開発原因者の負担となります。**埋蔵文化財を保存するための協議を行い、計画変更等の対応をしていた場合は、工事立会いや慎重工事となることもあります。

## ②工事立会い

市教育委員会の担当職員が工事の際に立会いを行います。工事日程のご連絡と記録保存のための写真撮影等にご協力ください。

## ③慎重工事

開発が遺跡に及ぼす影響がないため、工事着工可能です。その際は遺跡内での工事となりますので慎重に実施し、埋蔵文化財が発見された場合は速やかに生涯学習課までご連絡ください。